

〔 高齢者・障がい者住宅等整備資金  
公共的施設整備資金 〕

高齢者や身体に障がいのある方が生活しやすいよう、住宅や家回りを整備される方または、店舗などバリアフリー化の整備をされる事業者の方に必要な資金を金融機関の協力を得て無利子でお貸しします。

～お気軽にご利用ください～

# 北見市介護福祉課

## 高齢者・障がい者住宅等整備資金

貸付限度額 240万円

無利子 償還期間 10年以内

居室の増改築  
手すりの取り付け  
浴室やトイレの改修  
段差解消  
スロープ設置  
ロードヒーティング など

### <対象者>

北見市に引き続き1年以上居住し、住宅等を高齢者・障がい者向けに増改築を考えている方で、下記のいずれかの要件に該当する方

- 60歳以上の高齢者本人
- 1級及び2級の身体障害者手帳を所持している本人
- 60歳以上の高齢者又は1級及び2級の身体障害者手帳を所持している身体障がい者と同居又は同居予定の家族
- 上記の方に準じると市長が認めた方

### <申込出来る方>

- 申込時における年齢が満20歳以上満65歳以下で70歳未満まで完済が可能な方
- 前年度の合計所得が1,200万円以下であること。
- 連帯保証人（同居以外の方で原則北見市内の方）を1名定めることが出来ること。

<申込に必要な書類等>

- ① 北見市高齢者住宅等整備資金借入申請書（様式第1号）
- ② 申請者及び連帯保証人の印鑑証明  
（本人及び連帯保証人で押印していることの確認と北見市民である証明のため）
- ③ 申請者及び連帯保証人の収入に関する書類  
（1,200万円以下であることや償還能力を判断するため）
- ④ 申請者及び連帯保証人の納税証明書  
（税金等の滞納がないかを確認するため）
- ⑤ 増改築及び改修する、土地・家屋の所有者が証明できる書類  
「所有者以外の方が申請する場合は、所有者の承諾書」  
（建物・土地の所有者を確認するため）
- ⑥ 家屋の平面図・野外付帯工事は、内容の分かる書類、改修箇所の写真  
（改修部分の確認などのため）
- ⑦ 工事見積書の写し  
（工事金額等の確認のため）
- ⑧ その他必要と認められる書類等（障がい者の場合、手帳の写し）

## 公共的施設整備資金

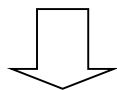
貸付限度額 300万円

無利子 償還期間 10年以内

障がい者用トイレへの改修・新設、  
自動ドアへの改修・新設、スロープ  
設置、階段等への手すり設置工事な  
ど

### <対象者>

北見市において引き続き1年以上公共的施設（旅館、飲食店、美容室・理容室、クリーニング取扱店など）に係る事業を行っていて、店舗等を高齢者・障がい者向けに改築等考えている事業者等で、北海道福祉のまちづくり資金及び北見市中小企業融資制度（高齢者・障がい者等の配慮した施設の整備を融資理由にしている場合）の貸付を受けていない事業者等



### <申込出来る方>

●連帯保証人（同居以外の方で原則北見市内の方）を1名定めることが出来ること。

#### <申込に必要な書類等>

- ① 北見市高齢者住宅等整備資金借入申請書（様式第1号）
- ② 申請者及び連帯保証人の印鑑証明（法人の場合は、登記簿謄本及び定款）  
（本人及び連帯保証人で押印していることの確認と北見市民である証明のため）
- ③ 申請者及び連帯保証人の収入に関する書類（法人の場合は、決算書等）  
（償還能力を判断するため）
- ④ 申請者及び連帯保証人の納税証明書  
（税金等の滞納がないかを確認するため）
- ⑤ 増改築及び改修する、土地・家屋の所有者が証明できる書類  
「所有者以外の方が申請する場合は、所有者の承諾書」  
（建物・土地の所有者を確認するため）
- ⑥ 家屋の平面図・野外付帯工事は、内容の分かる書類  
（改修部分の確認などのため）
- ⑦ 工事見積書の写し  
（工事金額等の確認のため）
- ⑧ 公共的施設整備工事の内容がわかる書類
- ⑨ その他必要と認められる書類等

## <申込みの受付期間>

・毎年4月1日からです。(翌年の2月末日までに工事完了できるものに限りです。)  
ただし、申込みが貸付け予定枠に達した時点で、申込受付を終了します。

## <申込みの窓口>

・保健福祉部 介護福祉課 高齢者支援係

## <取扱金融機関>

・北見信用金庫本店・各支店

## <貸付けの決定>

- ・北見市において、工事の内容などの審査を行ないます。
- ・取扱金融機関において、償還能力（収入等）、資産、連帯保証人などについて、審査を行ないます。
- ・資金の貸付けが適当と認められる方には、取扱金融機関から「北見市高齢者住宅等整備資金貸付決定書」により通知します。

なお、工事は貸付決定の通知を受けてから着工することになります。

※ 工事に着手した時は「北見市高齢者住宅等整備工事着手届」を、また、工事が完了した時は「北見市高齢者住宅等整備工事完了届」を介護福祉課宛提出していただきます。

- ・工事完了届の提出があったときは、介護福祉課が完了の確認をした上で、取扱金融機関に貸付依頼の通知をすることになります。

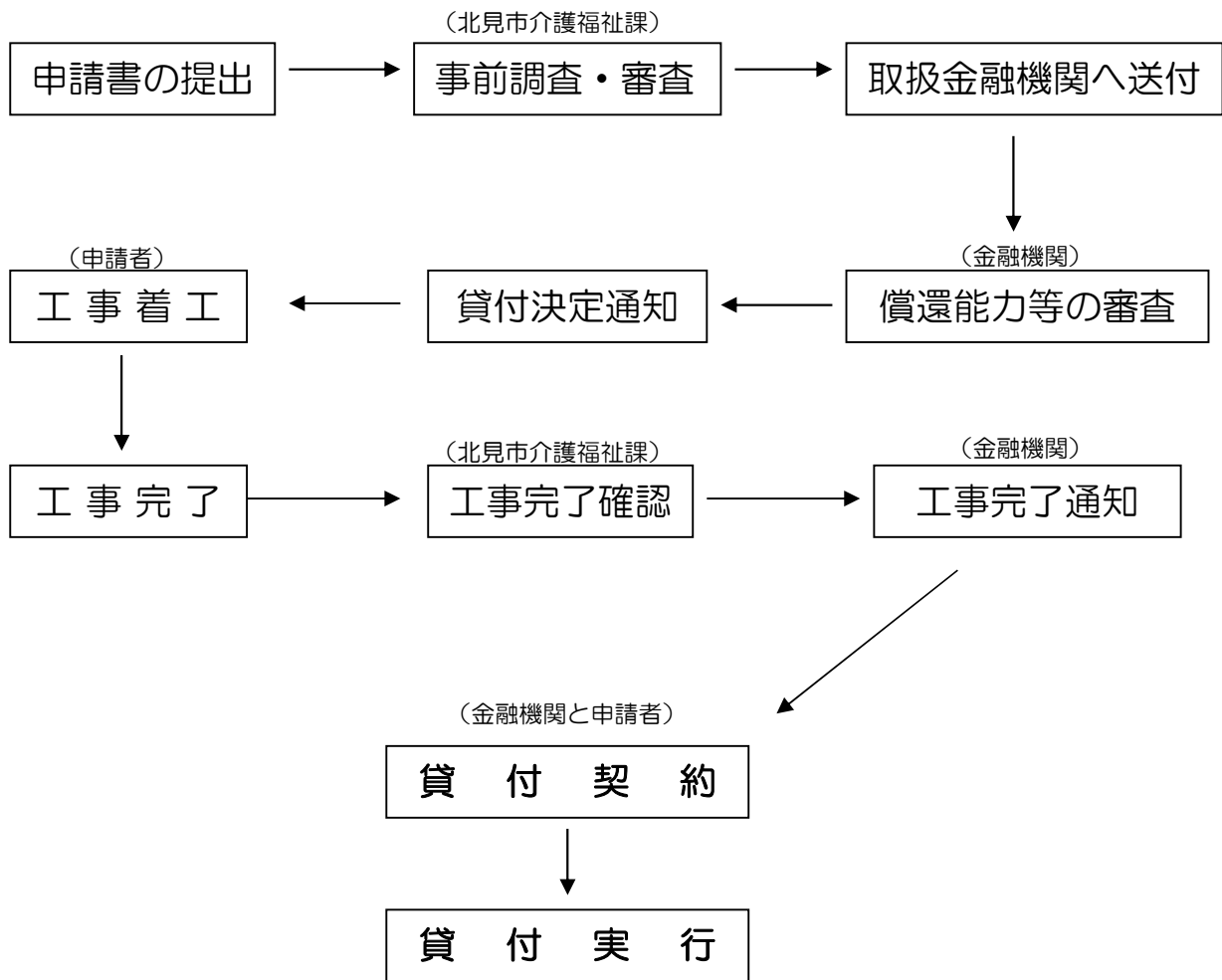
## <貸付の時期>

- ・工事が完了し、取扱金融機関と貸付契約を締結した後、貸付が実行されます。
- ・貸付の実行期限は、年度末までですので、貸付実行の手続きにも日数を要するため申請年度の2月末日までに工事を完了させてください。

## <ご注意>

- ・新築、全面改築、移転改築、高齢者や障がい者の方以外のために行われる工事、すでに行なわれている工事の費用については、対象となりません。
- ・同居家族に高齢者や身体障がい者の方が2人以上いる場合などでも、原則として、貸付は1回限り、貸付限度額は240万円です。

## <申込みから融資までの手続き>



### 問い合わせ先

- 北見市保健福祉部介護福祉課 (TEL 0157-25-1144)
- 北見市端野総合支所保健福祉課 (TEL 0157-56-2117)
- 北見市常呂総合支所保健福祉課 (TEL 0152-54-2114)
- 北見市留辺蘂総合支所保健福祉課 (TEL 0157-42-2425)